

News Release

株式会社山陰合同銀行

〒690-0062 島根県松江市魚町 10
TEL.0852-55-1000
<https://www.gogin.co.jp>

2025 年 3 月 10 日

従業員向け株式報酬制度の導入 ～インセンティブ拡大、経営参画意識向上による従業員エンゲージメント向上～

ごうぎんは、従業員のさらなる成長を通じて、お客様へより一層付加価値の高いサービスをご提供することを目的に、従業員向けの株式報酬制度を新たに導入します。

活躍する従業員へのインセンティブとして、通常の賞与に加えて当行株式等を給付することにより、従業員の「当行業績および株価向上への貢献意欲」および「エンゲージメント」の向上を図り、従業員と経営とが一体となって中長期的な企業価値向上に挑戦する風土の醸成を図ります。

- 業績貢献度に応じて、従業員に対し最大で年間 60 万円相当の当行株式等を給付
- 本制度導入および人事制度改定(※)による人的資本投資増加額は前年比 7%超

※参考：2025 年 3 月 10 日付リリース『人事制度の大幅改定』

記

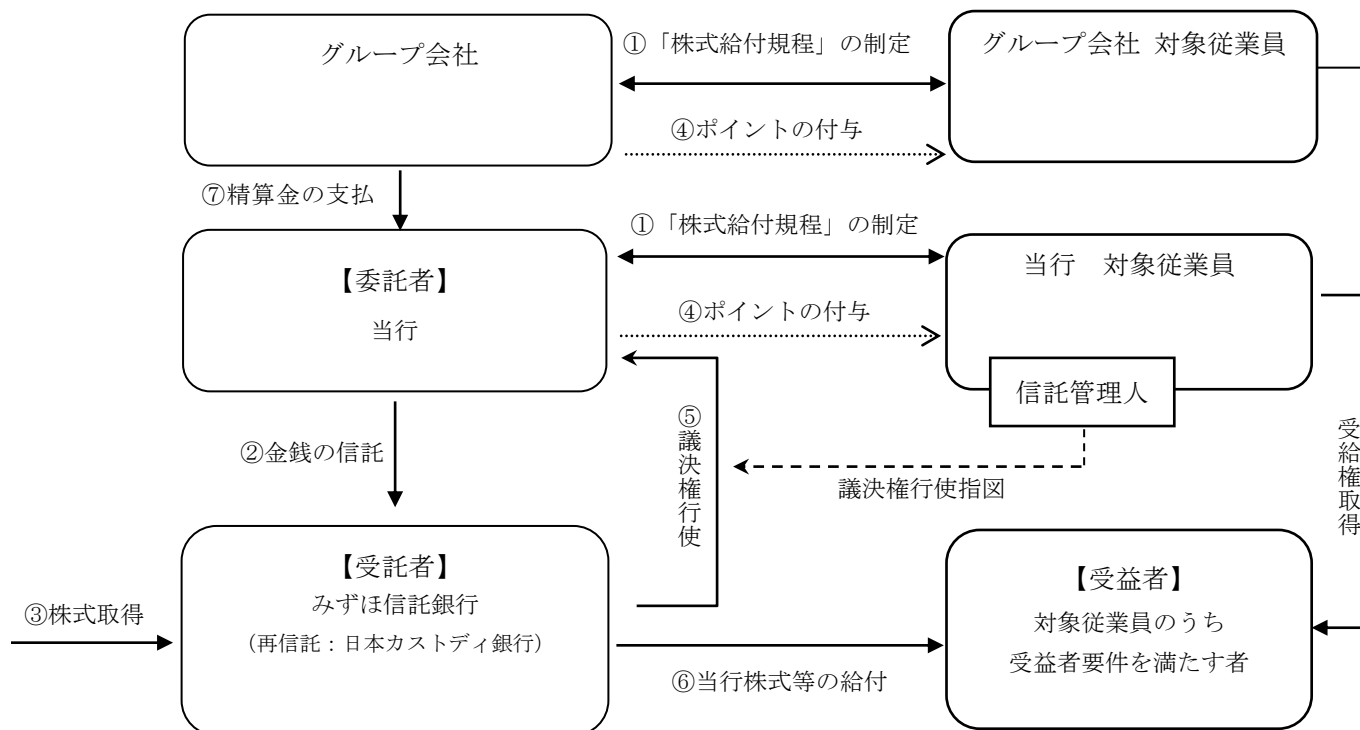
■株式報酬制度の概要

- (1) 当行グループの従業員を対象に、中期経営計画の連結当期純利益と個人の業績評価に応じてポイントを付与し、一定期間の継続勤務などの条件を満たした際に当該付与ポイントに相当する当行株式等を給付する仕組みです。
- (2) 新たな人事制度における「年齢に関わらず、能力発揮・貢献度をより公正に処遇する」との考えのもと、当行の業績達成度合いと、個人の業績貢献度の双方に連動してポイントを付与することにより、従業員のさらなる能力発揮に向けたインセンティブが働く仕組みとします。

以 上

【参考】

1. 本信託の仕組み



- ① 当行およびグループ会社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当行は、株式給付規程に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行およびグループ会社は、株式給付規程に基づき対象従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、対象従業員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。
- ⑦ グループ会社は、グループ会社の従業員が当行株式等の給付を受けた後、当行に対して、所定の精算金を支払うものとしします。

（次ページに続く）

2. 本信託について

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- (2) 委託者 : 当行
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 当行グループの従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当行グループの従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当行株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2025年8月 (予定)
- (9) 金銭を信託する日 : 2025年8月 (予定)
- (10) 信託の期間 : 金銭を信託する日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

3. 本信託における当行株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当行普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 未定
- (3) 取得株式数の上限 : 未定
- (4) 株式の取得方法 : 未定
- (5) 株式の取得期間 : 2025年8月 (予定)

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

以 上